

井手小学校空調設備整備工事 設計図

図面リスト

A-01	表紙	A-04	配置図	M-01	改修後空調平面図 北校舎1階	M-04	改修前空調平面図 北校舎1階
A-02	付近見取図	A-05	北校舎1階平面図・2階平面図	M-02	改修後空調平面図 北校舎2階	M-05	改修前空調平面図 北校舎2階
A-03	特記仕様書	A-06	北校舎南立面図 空調設備標準図	M-03	改修後空調立面図 北校舎南面	M-06	改修前空調立面図 北校舎南立面図

訂正

工事名

井手小学校空調設備整備工事

図面名

表紙

縮尺

作成年月日

図面番号



(株) 八木建設一級建築士事務所

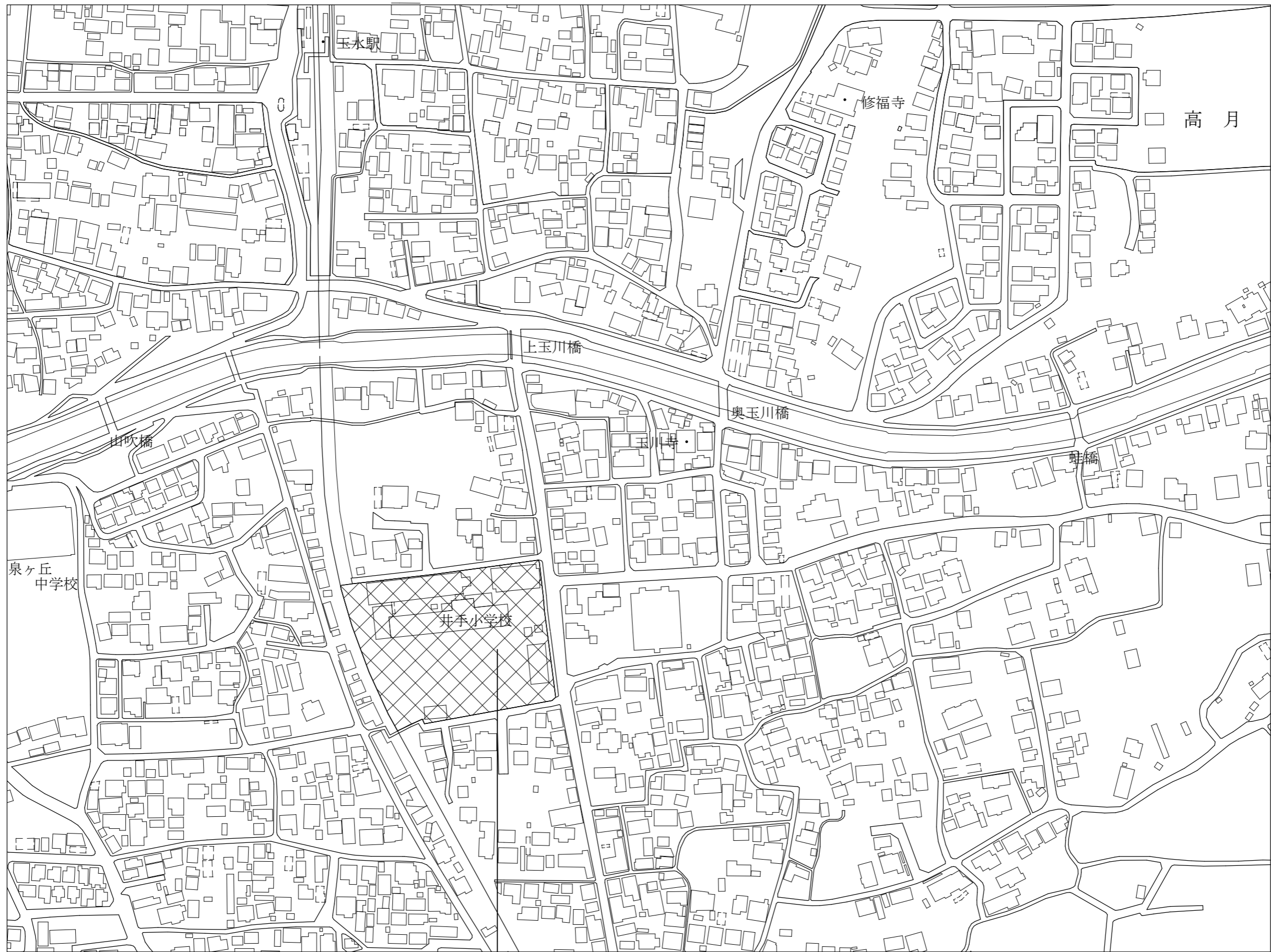
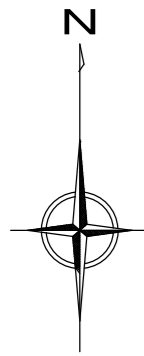
京都府知事登録第02A00563号 0774-82-3125

建設大臣登録第284449号 八木寿美徳


令和04年10月01日

A-01

-



工事場所：京都府綴喜郡井手町大字井手小字野神地内

訂正	-----	工事名 井手小学校空調設備整備工事	図面名	付近見取図	縮尺 1：2500	作成年月日 令和04年10月01日	図面番号 A-02	 (株) 八木建設一級建築士事務所 <small>京都府知事登録第02A00563 建設大臣登録第284449号</small> 0774-82-3125 八木寿美徳
----	-------	----------------------	-----	-------	--------------	----------------------	--------------	---

特記仕様書

I 工事概要
1 工事番号・名称 井手小学校空調設備整備工事
2 施設名称 井手町立井手小学校
3 工事場所 京都府綴喜郡井手町大字井手小字野神地内
4 主要用途 小学校
5 工事内容 空調設備の更新
6 別途工事
7 その他
8 特記仕様書の範囲 特記仕様書は、本特記仕様書のほか以下の○印のもので構成する。
・構造特記仕様書 ・外構工事特記仕様書 ・植栽工事特記仕様書
・解体工事特記仕様書 ・電気設備工事特記仕様書 ・機械設備工事特記仕様書
9 工事期間 令和4年 月 日 着工 令和4年 月 日 竣工

II 建築工事仕様
1. 共通仕様 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(以下、「標準仕様書」という。)」による。
ただし、標準仕様書に記載されていない事項は、「公共建築改修工事標準仕様書(以下「改修標準仕様書」という。)」及び「建築物解体工事共通仕様書」(以下「解体共通仕様書」という。)」による。
なお、施工条件明示書は、特記仕様書に含める。
2. 特記仕様 1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。
2) 特記事項は、○印のついたものを適用する。
3) 特記事項に記載の()、< >及び[]内の表示番号は、それぞれ「標準仕様書」、「改修標準仕様書」及び「解体共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

Table with 5 columns: 章, 項目, 特記事項, 備考, 備考. Contains detailed specifications for general items, standards, construction period, material handling, and electrical safety.

⑥. 事故報告 工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、別に指示する「事故報告書」を指示する期日までに監督職員に提出する。
⑦. 建築材料等 材料の品質等 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、その材料にJIS又はJASのマークの表示のある場合を除いて監督職員の承諾を受ける。
特定のものの特記された場合は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。
環境への配慮 本工事に使用する材料の選定及び施工に当たっては揮発性有機化合物の影響に配慮する。
ホルムアルデヒド仕様 使用する材料のホルムアルデヒド放散量は、次のとおりとする。
ホルムアルデヒド放散量 規制対象外の 場合の該当する建築材料
1) J I S及びJ A SのF☆☆☆☆品
2) 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品
3) 次の表示のあるJ A S適合品
a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用
b. 接着剤等不使用
c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用
d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用
e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用
8. 室内の空気中の化学物質濃度の測定
ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の測定
試料採取及び測定は、厚生労働省の「室内空気中化学物質の採取方法及び測定方法」の新築住宅の例に準拠するほか、拡散方式ではサンプラー製造所定める仕様により行う。
測定対象物質 ※ ホルムアルデヒド (濃度指針値 100 μg/m3 ・ 0.08ppm)
※ フォルムアルデヒド (濃度指針値 220 μg/m3 ・ 0.05ppm)
※ トルエン (濃度指針値 260 μg/m3 ・ 0.07ppm)
※ エチルベンゼン (濃度指針値 3,800 μg/m3 ・ 0.88ppm)
※ キシレン (濃度指針値 870 μg/m3 ・ 0.20ppm)
測定する室等：()
採取方法：吸引方式又は拡散方式とし、拡散方式では8時間採取する。
測定結果等報告書の提出
次の事項を記載した報告書を2部提出する。
a 測定結果
b 試料採取時の状況(気温・湿度(室外・室内)、天候、風の状況、日射進入状況、測定年月日・時間、窓の開閉状況、機械換気量、工事完成時から測定日までの日数)
c 試料採取方法、測定方法、使用した測定機器
測定対象物質が指針値を超える濃度で検出された場合は、引渡は受けない。
揮発性有機化合物の測定
測定方法、測定物質及び測定場所等については、この仕様書の末尾に定める揮発性有機化合物測定仕様書による。
室内VOC濃度の測定結果に関する書面の当該施設への掲示については、施設管理者に依頼する。

⑨. 特別な材料の工法
「標準仕様書」及び「改修標準仕様書」に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。
10. 建築基準法による風圧力等の指定
適用工事 建築基準法の指定
・長尺金属板葺 ・折板葺 風速(V0) ※30
・粘土瓦葺 ・アルミニウム笠木 地表面粗度区分 ・II ・III
・ガラスブロック ・ALC外壁パネル 多雪地域の指定 ・有 ・無
・押出成形セメント板外壁パネル
・重量シャッター ・軽量シャッター
・オーバヘッドドア
11. 設計G.L.
・ 図示 ・ 現状平均地盤高
⑩. 技能士
下表で技能士を適用することとした職種に、1級又は単一級技能士を配置する。
下表で技能士を適用しないとした職種でも、技能士の配置に努めること。

Table with 2 columns: 工事種目, 技能検定職種(技能検定作業). Lists construction tasks and required skill levels for various trades like masonry, carpentry, and electrical work.

Table with 2 columns: 工種, 内容. Lists construction types and their specific tasks, such as waterproofing, masonry, tiling, carpentry, metalwork, and painting.

⑬. 完成図等
営繕工事完成引渡要領
○ 完成原因 1部
○ 青焼2つ折製本 1部
・ 青焼A4版折製本 1部
・ 青焼縮小(A3版)2つ折製本 1部
○ 完成図面電子データJWW形式又はDXF形式
若しくはTIFF形式(解像度300DPI程度) CD1枚
○ 作成する ・ 作成しない
⑭. 完成写真
分類 サイズ 撮影箇所数 部数 提出様式
○ カラー
・ 白黒
○ L
・ 2L
・ 六切り
○ 1部
○ 工用アルバムA4版
ポケット式程度
○ フリーアルバム
(台紙寸法323×270程度)

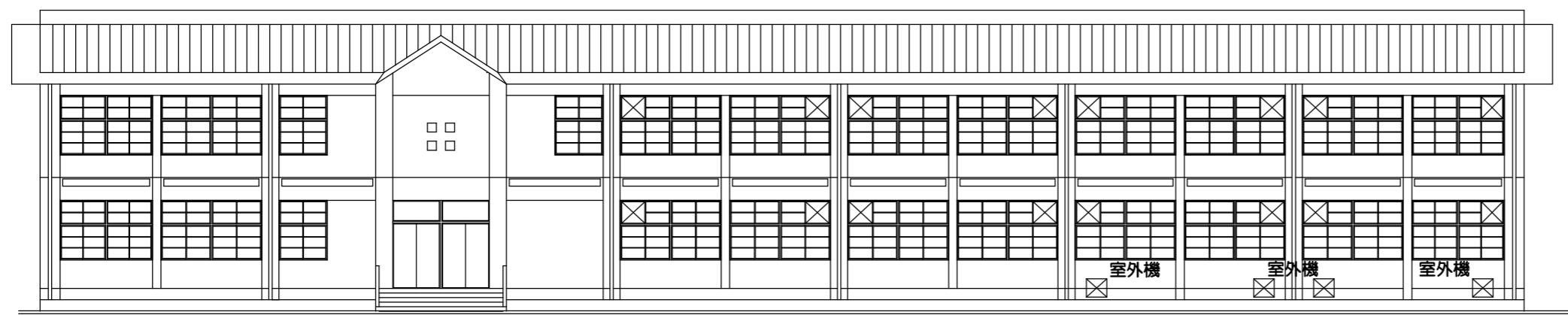
15. 設備工事との取合い
施工範囲 各工事の区分表による。監督職員の承諾を受ける。
⑯. 火災保険等
工事目的物及び工事材料等について、次により保険に付す。
保険の種類 ○ 火災保険 ○ 建設工事保険
保険期間 ○ 工事着手から工事目的物引き渡しまで
17. 住宅瑕疵担保責任
住宅瑕疵担保履行法に基づく保険の加入又は保証金の供託の義務付け
・ あり(新築住宅の場合) ・ なし(新築住宅以外の場合)

⑰. 仮囲い
○ 設ける ・ 設けない
仮囲いの位置及び延長は図示による。
・ シートゲート(H= , W=) × 箇所
2. 危害防止
・ シート張り ・ 金網養生
3. 交通誘導員
・ 配置する(日 × 人 = 人日)
4. 監督職員事務所
○ 設けない(請負者事務所に打合せ会議室を確保する)
・ 設ける(規模 m程度 請負者事務所と同棟 ・ 可 ・ 否)
備考()
⑱. 工事表示板
○ 設置する ・ 設置しない
⑳. 工事用通路
・ 設置する ○ 指定する(打合せの上決定する)

⑰. 足場等
足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月策定)」によるものとし、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」によること。
⑳. その他の仮設
児童の安全を最優先に処置をおこなう事

工事仕様書

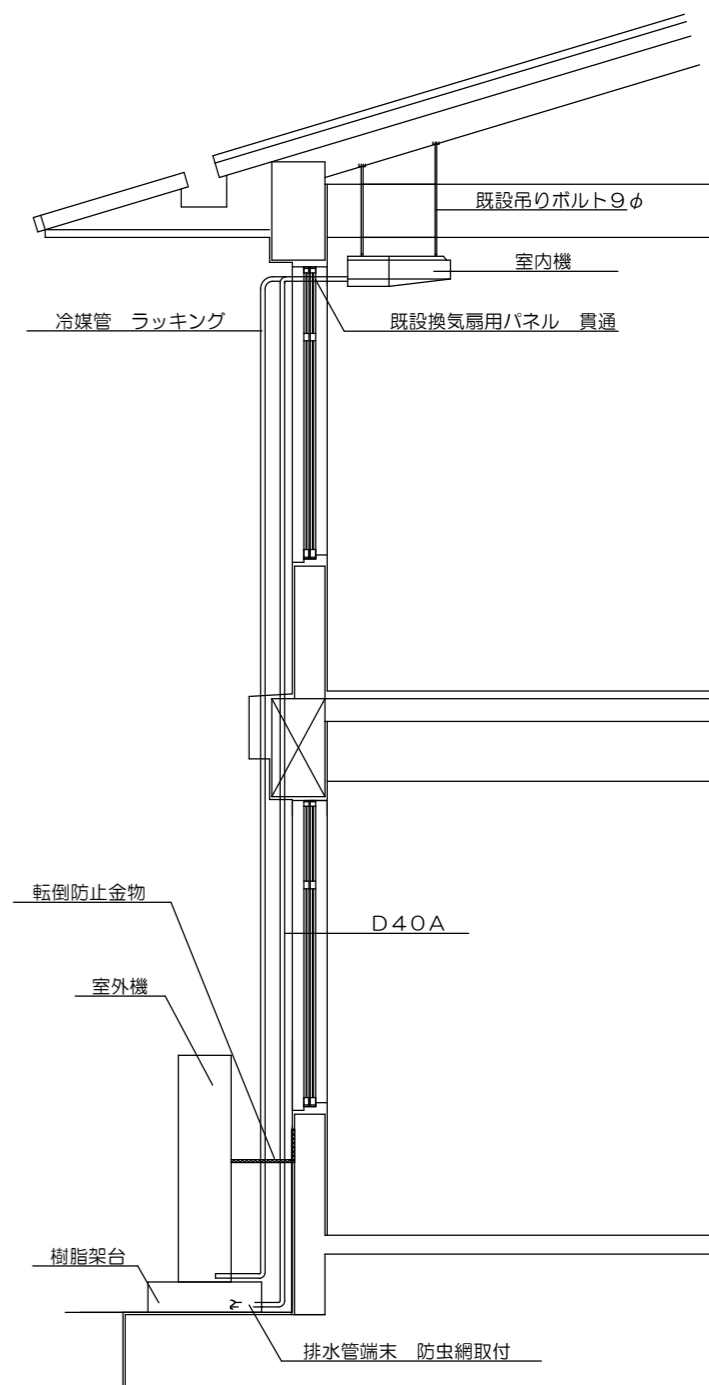
①. 直接仮設工事
養生 清掃片付け 工事範囲に伴って影響範囲の仕上他、設備配管などを養生の事、工事着手時の清掃及び完了時の片付け清掃を行う。
②. 撤去工事
撤去内容は図示による
工事過程でやめず撤去する場合は既設同等の仕様で復旧する事
③. 空調設備
空調室内機及び室外機(関連配線配管及び吊り金具等含む) 新設
空調機器表又は同等品以上を使用すること。
機器メーカー指定。
パナソニック、三菱電機、日立、ダイキン、東芝、富士通ゼネラル
④. 共通
各教室の机、椅子等の既設備品は移動場所を打合せの上
工事作業員で搬出し工事完了後は復旧すること。




北校舎南立面図 1/200

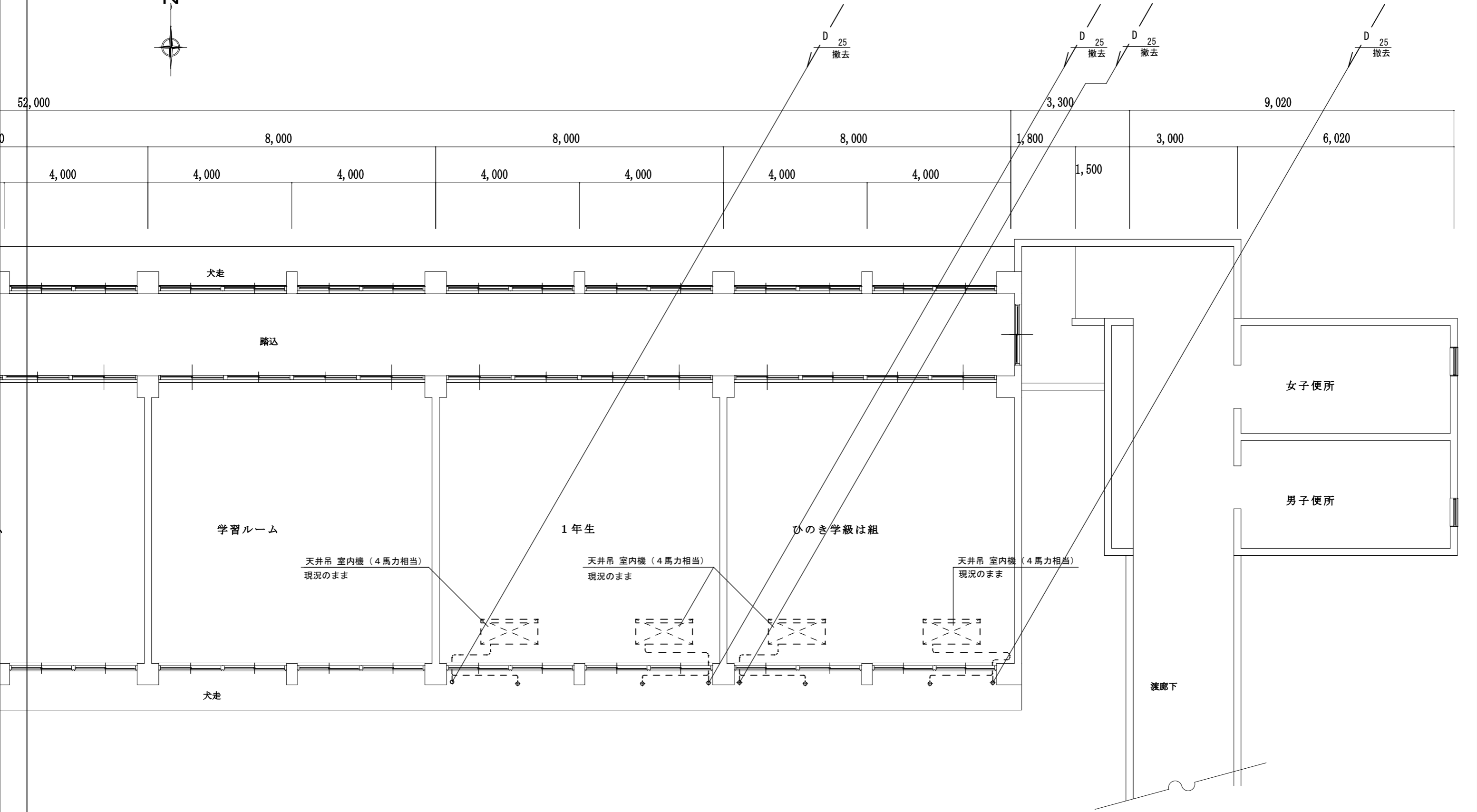
凡例

⊗ — 室外機



空調設備標準図 1/50

訂正	-----	工事名	井手小学校空調設備整備工事	図面名	北校舎南立面図	縮尺	作成年月日	図面番号	A-06	 (株) 八木建設一級建築士事務所 京都府知事登録第02A00563 0774-82-3125 建設大臣登録第284449号 八木寿美徳
	-----				空調設備標準図					



北校舎 1階平面図 1/100

改修前

訂正	-----	工事名	井手小学校空調設備整備工事	図面名	改修前空調平面図	縮尺	作成年月日	図面番号	 (株) 八木建設一級建築士事務所 京都府知事登録第02A00563号 0774-82-3125 建設大臣人登録第284449号 八木寿美徳
	-----				北校舎 1階				

